

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

| 議長  | 副議長          | 委員長 | 事務局長 | 局長補佐   | 係長   | 担当                      | 文書取扱主任 |
|---|--------------|-----|------|--|--|-------------------------|--------|
|   |              |     |      |  |  |                         |        |
| 起案日   | 平成30年6月28日   |     |      | 処理区分   | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘         |                         |        |
| 決裁日   | 平成30年 月 日    |     |      | 保 存  | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 |                         |        |
| 登録番号  | 30四議第 号      |     |      | 公 開  |  | 非公開理由                   |        |
| 分類番号  | 04 - 02 - 03 |     |      | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開<br><input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 ) |  | 四万十市情報公開条例第9条に該当<br>( ) |        |
| 簿冊番号  | 04 - 05      |     |      |  |  |                         |        |
| 委員会名  | 教育民生常任委員会    |     |      | 会議年月日  | 平成30年6月22日(金)  |                         |        |
|   |              |     |      | 会議時間   | 12時58分～13時44分  |                         |        |
| 出席委員  | 委員長          |     | 垣内孝文 |  |  |                         |        |
|   | 副委員長         |     | 宮本幸輝 |  |  |                         |        |
|   | 委員           |     | 宮崎努  |  |  |                         |        |
|   | 委員           |     | 川淵誠司 |  |  |                         |        |
|   | 委員長          |     | 上岡真一 |  | 欠席委員   |                         |        |
|   | 委員長          |     | 山下幸子 |  |  |                         |        |
| その他   | 委員外議員        |     | 寺尾真吾 |  |  |                         |        |
|   |              |     |      |  |  |                         |        |
| 執行部出席者  | 子育て支援課長      |     | 西澤和史 |  |  |                         |        |
|   | 子育て支援課支援係長   |     | 名本詩織 |  |  |                         |        |
|   | 高齢者支援課長      |     | 山崎豊子 |  |  |                         |        |
|   | 高齢者支援課長補佐    |     | 福原宏固 |  |  |                         |        |
|   | 高齢者支援課介護保険係長 |     | 武田千尋 |  |  |                         |        |
| 事務局   | 事務局長         |     | 中平理恵 |  |  |                         |        |
|   | 事務局長補佐       |     | 上岡史卓 |  |  |                         |        |
| 記 録   |              |     |      |  |  |                         |        |
| 平成30年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案3件について委員会を開催しました。 |              |     |      |  |  |                         |        |
| その概要については以下のとおりです。                            |              |     |      |  |  |                         |        |
|   |              |     |      |  |  |                         |        |

■委員長挨拶により開会。

●まず、第5号議案「四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：山崎保健介護課長】**

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴う条例改正で、共生型サービスの開始に伴い、訪問介護を行う者の範囲が拡大したが、定期巡回・随時対応型、夜間対応型訪問介護においては従前と同様の取り扱いとするため、所要の改正を行うもの。

(質疑なし)

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第6号議案「四万十市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：山崎保健介護課長】**

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴う条例改正で、地域密着型サービス事業者の申請者の資格が法人のみだったものに、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設している個人を追加したもの。また、市の定める暴力団排除条例にも適応させている。

**【質疑：川淵委員】**

市内で病床を有する個人の診療所はいくつあるか。

**【答弁：山崎保健介護課長】**

1カ所。菊地産婦人科のみ。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第7号議案「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：西澤子育て支援課長】**

省令の改正により、学童保育の支援員、放課後児童支援員になるための研修を受講するための要件を緩和するもので、5年以上の実務経験者で市長が適当と認めた者に研修受講の資格を与えるもの。

**【質疑：宮崎委員】**

学童保育に、この資格を持つ者が1名以上必要ということか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

今回の条例改正は、資格を得るための試験を受けるための要件緩和だが、学童保育は概ね40名までで40名に対し支援員2名以上必要。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に管内視察及び行政視察について協議を行った。

7月6日(金)の管内視察については、希望の出ていた中村中学校、中村西中学校視察については教育委員会の都合がつかないため取りやめとし、郷土資料館、安並運動公園内の温水プール、保育所などを視察先として日程調整をすることとなった。

行政視察の視察先について、いくつかの意見は出たが定まらず8月開催予定の委員会であらためて協議することとなった。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。